

はじめに～報告の目的と射程

小樽商科大学の長塚と申します。さっそく、お手元のレジユメに従って報告を始めます。本報告は、「映像と著作者の権利の帰属」について、現行著作権法上の諸規定とその解釈を整理することと、主要な問題点について、議論の叩き台を提供することを目的とします。

「映像と著作者の権利の帰属」と題していますが、私はここで、著作者の権利という言葉、著作権法 17 条に規定するとおり、著作者が有する著作権と著作者人格権の両方の権利を指す意図で用いました。また、実演家については他の報告者にお譲りして、報告の射程を映画監督などの、映像作品の形成に寄与するスタッフの権利に限定しています。

1. 映画概念の拡大解釈～「動く映像」の包含

いま仮に映像作品と言いましたが、現行著作権法には、映像という言葉は現われません。著作物の例示規定（10 条 1 項）の中に、「映画の著作物」（7 号）を見出すのみです。

そして、映画とは何かは、直接定義されていません。ただし、2 条 3 項に規定があります。先ほどの固定要件はこの 2 条 3 項にあります。現行法施行直後の 1971 年にジュリストに掲載された座談会によると、立法担当官は、映画がどういうものかは直接定義しなくても自ずからわかること、また、テレビ放送のためのいわゆる一時的固定物を映画の中に取り込んで保護したいという意図から、「映画」を直接定義することを避けて、2 条 3 項を置いたというふうに説明しています。

この座談会ですでに、2 条 3 項をそのまま読むと、ノートの端に漫画を描いてパラパラやるパラパラ漫画も、映画の原理と同じ残像の連続によって動いて見えるのだから、映画のうちに入るのではないかという発言がなされています。これに対しては、そういったものに創作性があれば保護するが、しかし、それを映画というかどうかは疑問だと答えられています。結局、議論は、「将来の技術の発達によってそういうものが非常に

社会的価値を持ったら、あらためて考えればいいので、今は常識的な映画のことにしぼって話をしたい、法律もその趣旨である」という発言で締めくくられています。

しかし——実際に「そういうものが社会的価値を持つ時代」がやってきているのではないかと思うんですが——、先ほどのご報告にもありました1984年のパックマン判決が、ビデオゲームの映像を映画の著作物と認めています。

そこで判示されたことをかいつまんで言いますと、「映画の著作物の表現方法の要件としては、『映像が動きをもって見えるという効果を生じさせること』が必須である（中略）る」ということで、結局、ビデオゲーム「パックマン」の映像は、映画の効果に類似し、また映画の著作物というための他の要件をも満たすと判断されました。判旨反対の見解やその後の裁判例についてはレジュメに譲りまして、ここでは、本報告の観点から重要なことを一つだけ指摘しておきます。それは、「パックマン」や「ディグダグ」といったビデオゲームの映像は、いずれも原告会社の従業員が職務上創作したもので、15条（現1項）によって、原告会社が著作者とされる、つまり著作権および著作者人格権が原告会社に帰属することに問題がなかったということです。

すなわち、ビデオゲームの映像を映画であるとした場合に誰が権利を有するかという問題が、予めクリアされていた。そのため、映画概念の拡大解釈がしやすかったのだろうと考えられます。

2. 著作者人格権の帰属

このように、立法担当官の意識では、「常識的な映画」、つまり劇場用映画とせいぜいテレビ番組ぐらいが、保護対象と考えられていたにもかかわらず、「映画の効果に類似する」という規定を経由して、より多様な作品が「映画の著作物」として保護されるようになっていきます。では、その著作者を定める規定はどうなっているのでしょうか。

これに関しては、著作権法16条が規定をしております。これは、明らかに、「常識的な映画」、すなわち、いわゆる原作や映画音楽の著作者を含め、多数の芸術家や技術者の協力によって作り上げられる映画を想定した規定です。

ここで一つ特徴的なのは、日本の場合、脚本や音楽が映画のために書き下ろされた場合でも、それらの著作者は、当該脚本や音楽の著作者ではあっても、映画の著作者のうちに数えられることはないという点です。脚本家の例で言えば、映画はその書き下ろし脚本の二次的著作物と扱われ、脚本家は、二次的著作物の作成を許諾し（27条）、原著物の著作者として、映画の利用に関して権利行使する（28条）、こういうことが認められています。音楽の場合は、書き下ろしであっても、音楽が映画の中で複製されてい

ると考えられ、26条2項により、映画の上映と頒布については、作曲家も権利行使することができるかとされています。そして、ここがポイントなのですが、これらの脚本や音楽の著作権は、後述する29条の適用は受けずに著作者に留保されています。映画製作者との契約による制限がなければ、彼らが脚本や音楽を他の用途で利用することは自由です。

結局、映画の著作者となるのは、映像表現自体の創作に関わった者、いわゆるモダンオーサーです。現行法は、映画の著作物を、加戸先生の逐条解説の表現によれば、「一貫したイメージをもって映画製作の全体に参加している者」による共同著作物ととらえています。こういう判断をした当時の国際的・国内的情勢については、すでに半田先生からお話もありましたし、レジュメの参考文献に譲ります。ここでは、映画の著作者はその知的創作に関わる者である、ひいては、著作権法は知的創作の成果を保護するものであるという考え方が、この時点では最終的に説得力を持ったということ、強調したいと思います。

しかし、後述する29条が適用される場合には、映画の著作者の権利のうち著作権は映画製作者に原始的に帰属し、著作者人格権のみが著作者に残ることになります。なお、先ほどご指摘がありました、64条の適用はあると思われま。映画が共同著作物なら、全員の合意によって著作者人格権を行使することになります。著作者人格権は、半田先生もおっしゃったように、著作権が製作者に行ってしまった場合でも、著作者の人格的利益の軽視に抗議して、映画の利用をやめさせることのできる権利であり、逆に製作者の側からすれば、映画の円滑な流通にとってかなりの脅威となる権利のはずです。しかし、これもご指摘のあったように、公表権については18条2項3号の同意の推定規定によって、権利行使の機会はあらかじめ制約されています。また、同一性保持権については、20条2項4号に規定があります。この「やむを得ないと認められる改変」に関して、最近の具体的な事例が1件あります。ビスタサイズの映画を、ビデオ化およびテレビ放映に際して、テレビ画面に合わせてトリミングした場合に20条2項4号が適用され、監督からのビデオの複製・頒布差止・廃棄および放送・有線放送の差止請求、それに損害賠償請求が認められなかったのが、1995年のスウィートホーム事件です。果たして「やむを得ない」といえるのかは、評釈などでも議論されており、議論の余地のあるところで、皆さんのご意見をうかがいたいと思います。他にも裁判例をレジュメに掲げましたが、どうも著作者人格権に基づいて実際に映画の利用が差し止められた裁判例は、今のところないようです。

3. 職務著作の適用

以上述べた、映画は創作者たちの共同著作物ということは、職務著作に関する15条1項の適用がある場合にはあてはまりません。この場合には、著作者人格権を含む全ての権利が、「法人その他使用者」の方に行きます。映画のうち記録映画やニュース映画、少し対象を広げるとテレビのニュース番組の映像、さらに広げると先ほどみたビデオゲームなどが、職務著作の適用のある例ではないかと考えます。テレビコマーシャルの制作プロダクション内部での、プロダクションとその従業員の関係にも、適用があるでしょう。

15条1項には実にいろいろな要件がありますが、このうち、「業務に従事する者が職務上」という部分を、雇用契約以外の契約に拡大適用してよいものかどうかが、この条文の適用範囲を決める最も重要なポイントだと思われれます。映画の場合でいうと、著作者の中に「法人等」の従業員でない者がいる場合に、この者にまで15条1項を適用してよいかということです。それから、これも大事だと思うんですが、法人と法人との間に、一方が15条1項の「法人等」で一方がその「業務に従事する者」という関係が成り立つかということも問題となります。

この点、半田先生と紋谷先生は、「業務に従事する者が職務上」というのは、著作物の創作にあたって当事者間に一方が一方を指揮監督する関係、すなわち使用関係がある場合には、形式上委任契約や請負契約の形がとられていても、適用は妨げないと解されます。一方、斎藤先生は、雇用契約に限定して解する立場をとられています。

最近の下級審判例でも、雇用契約の有無ではなく、「指揮監督関係」の有無を基準とした判断をし、結論としては15条1項の適用を否定したと読めるものがいくつかあります。レジュメに書いたものですが、オーストラリア観光写真事件のほうは、雑誌出版社および雑誌制作会社とフリー写真家との関係、システムサイエンス事件のほうは、プログラムの事案でして、計測機器メーカーの法人対法人の関係について、そういう判断をしています。

ここで私自身の「若気の至り」の説を披露しますと、この要件の拡大適用は望ましくないと考えています。15条1項は、当事者のうち少なくとも一方が自然人である雇用関係にのみ適用されると解すべきだと考えています。

その理由として、「業務に従事する者が職務上」という要件が満たされれば、力関係や従業員側の立証困難から、他の要件はたいてい自動的に満たされてしまうということがあります。15条1項の拡大適用には、最初の要件以外に実効的な歯止めがないのです。では、なぜ歯止めが必要なのか。

私は、職務著作規定の趣旨を以下のようにとらえています。すなわち、創作行為の成果は、著作者の人格の流出物であるとともに、著作者の財産です。一方で、資本主義社会においては、労働する者でなくて、生産手段について資本を投下する者が労働生産物に対して所有権を持ちます。著作者が知的労働者として、雇用関係の中で著作物を創作する場合に、この二つの考え方を調整するのが職務著作規定である、と。

さて「知的労働者」の範囲ですが、雇用関係の中であって給与を受けている者、すなわち月給等の形で給与が保障されている者は、著作権の帰属に雇用者側に有利な調整が加えられても、働く者としてみれば、生活が保障されているわけです。著作者人格権の主張ができなくなることも、組織の制作方針というものがある場合に、組織の一員としてそれに従う義務があるということで、あるいは正当化できるかもしれません。

しかし、フリーで働く者、自分で仕事をとってこななければならない者は、いわば知的労働の成果を売って生きているわけで、こういう者に職務著作規定を適用することは、彼らの生活を脅かすことにつながりかねないのではないかと。なぜなら、職務著作規定が適用されると、著作物をあらゆる方法で利用する権利が、「法人等」に帰属してしまうからです。このことは、請負契約等の締結の際に、発注者が一方的に決めた報酬をまとめて受け取ってそれで終わり、ということの意味します。知的労働の成果は、そもそも売れ行きの予測が困難なものですし、こんな時代には特に、様々な利用方法が後から次々と開発されてくるものですから、もともと報酬のまとめ払いにはなじまないという性質を持っています。著作者人格権がとりあげられてしまうことも問題で、彼らにとっては、一つ一つの仕事を、納得の行く形で、自分の名で世に出していくことは、人格的利益としてはもちろん、今までの仕事に対する評価に基づいて次の仕事の機会を得るといふ、いわば潜在的な経済的利益としても、保障されなければならないと考えています。

さらに、映画の場合には後述の29条がありますし、それ以外の場合も、日本では著作権譲渡の契約について何の法的規制もありませんから、29条1項を適用したと同様の、あらゆる利用権の譲渡という結果が、契約で達成されてしまいます。これは、発注者の側からみれば、契約による処理がきちんとされていれば、著作権をめぐる問題は起こらないということです。そして、力関係からすれば、おそらく契約条件は発注者の思いのままでしょう。最近では著作者人格権の契約による処理という議論すらあります。この上、職務著作規定の適用がどうしても必要なのかとさえ思うわけです。

法人対法人の関係に職務著作規定の適用を認めない理由は、これこそ契約による処理に適していると考えからです。

だいぶ熱弁をふるってしまいましたが、私見の射程がどのような著作物にまで及ぶか

は問題かもしれません。しかし、少なくとも劇場用映画には及ぶと考えます。このような映画は、とりわけ著作物らしい、作者の人格との結びつきの強い著作物だからです。

4. 著作権の帰属

職務著作の規定が適用されない場合、映画の著作権は、原則どおり著作者に帰属するのでしょうか。29条が適用される場合は、そうではありません。

本報告では、29条2項・3項についての検討は省略しまして、1項を対象とします。

29条1項は、2. でみた16条と一体で、様々な選択肢の中から、議論の末に選ばれた解決です。その趣旨は、映画製作者が投資を円滑に回収できるようにするため、この者に財産権としての著作権を集中させた、というふうに説明されています。

加戸先生の逐条解説では、著作権が著作者に原始的に発生すると同時に、何らの処分行為も要せずして、法律上当然にその著作権が映画製作者に移転すると説明されています。ということは、参加約束の時点で予想できなかったような態様での著作物の利用も、映画製作者が自由にできるということです。

これがいわゆる二次的利用問題を引き起こしています。「スウィートホーム」事件では、脚本家兼監督として映画製作に参加した原告が、被告伊丹プロおよび東宝を相手に、劇場用映画のビデオカセット化と販売、それにテレビ放映について、このような二次的利用を不満として、差止や損害賠償を求める訴えを起こしました。このうち、脚本の著作権に基づく請求は、二次的利用も脚本家契約、すなわち、脚本の著作権の利用許諾の対象に含まれていたとして棄却されました。

監督としての請求は、厳密には著作権に基づく請求ではありません。参加約束に付随する追加報酬特約の有無という次元で争われて、それはなかったということで請求棄却されています。半田先生のご指摘になった映連・監督協会間の覚書は、原告のようなアウトサイダーには効果がない、業界の慣行とまではいえないと認定されています。

この事件は新作映画の事案でして、今日では二次的利用による収益も見込んだ上でないと劇場用映画は作れない状況にあるといい、原告もそのことを知らなかったというのは苦しいわけですし、この事件の解決としてはこのとおりでよかったのかもしれませんが。しかし、旧作映画の場合は同じことがいえるかどうか、非常に疑問です。なお、旧作映画をめぐる事案が旧法の適用を受ける場合には、29条に相当する規定がないので、当事者の契約関係に即して判断していくことになるかと思われます。

私の立法論はレジュメにいろいろ書きました。結局ひとことで言うと、当事者間の契約をフリーハンドのままにしているのかということなのですが、ただ、理論的には、

こういった契約への法の介入という立場は、現行法の法定帰属という立場とは両立しないと思われます。その点は、非常に問題になるところです。

「スウィートホーム」事件では、原告から被告に、映画の利用に関する収支の報告が求められ、棄却されました。こういった条項も、外国の法律に例があり興味深いところですが、法定帰属のしくみをそのままにして、収支報告請求権だけを日本法に導入して、果たして実益があるか、映画製作者側がいかに儲かっていないかを示して、報酬額に納得してもらう意味しかないんじゃないかとも考えます。やはり、理論的には、法定帰属というところがいちばん、著作者側からすれば問題となるところなんだなというふうに考えます。

最後の三沢市市勢映画事件ですが、非常に時間がなくなってきました。この事件についてのいろいろなコメントなどはレジュメにまとめましたのでご覧ください。私自身は——これはかなり極端な立場だと思うんですが——、未編集フィルム、それから編集残りフィルムには、29条1項というのはそもそも適用されないという立場であります。この事件も、もちろん議論の対象になるところだと思いますが、時間の関係もありますので、最後に、29条1項の適用範囲を明確にしていくためには、まず何を議論しなければならないか、ということをお話しします。

現在、映像製作技術の発達により、個人規模の映像作品製作も可能になってきています。このような映像作品の多様化に伴って、著作物として保護すべきものが増えてきていることには、基本的には——レジュメの表現とはちょっとニュアンスが違うんですが——、1. でみた映画概念の拡大解釈で対応できると考えます。ただし、物に固定されていない映像を映画として保護するのは、やっぱり解釈としてはかなり難しいということで、解釈論を超える話になってしまうかと思えます。そして、そのように多様になった映像作品に、どういう場合に29条1項が適用されるのかという問題に関しては、映像著作物というカテゴリーを立てること自体よりも、今日はあまり検討できませんでした。参加約束とは何か、映画製作者とは誰かを明らかにしていく議論のほうが、まだ重要なのではないかと、というふうに考えています。レジュメのいちばん下に掲げたその他の裁判例は、それに関連したところです。

立法論として、参加約束は、証拠を残すために文書としたほうが良いなどともレジュメには書いてありますが、これはまだその先の話で、まだまだ29条1項自体に議論すべき余地が残っているというふうに考えます。

三沢市事件に関する私の立場の、どうしてそう考えるかの骨子は——これはご批判をいただきたいところでもあるんですが——、結局、29条1項の趣旨は、映画製作者による

投資回収を円滑化することにすぎないのだから、完成映画の著作権を帰属させておけば十分だということです。ただし、著作者が編集残りや未編集のフィルムを、製作者が参加約束の対象とした完成映画を利用して投資を回収することを妨げるような態様で利用することは許されないと考えます。また、これらのフィルムの著作権の帰属について特約があれば、それは有効と考えます。

以上、かなり駆け足になってしまいましたが、活発な議論を期待して報告を終了します。どうもありがとうございました。

〈レジュメ〉

映像と著作者の権利の帰属

はじめに～報告の目的と射程

- ◆著作者の権利～著作権法 17 条の意味で
- ◆映画監督などの、映像作品の形成に寄与するスタッフ

1. 映画概念の拡大解釈～「動く映像」の包含

- ◆現行著作権法に「映像」という言葉はない
- ◆「映画の著作物」(10 条 1 項 7 号)～定義規定なし
- ◆2 条 3 項
- ◆ジュリスト 483 号 (1971 年) の座談会では、「常識的な映画」(劇場用映画、テレビ映画)を念頭に置いていた
- ◆「パックマン」事件 (東京地判昭 59.9.28 判時 1129 号 120 頁) (ビデオゲームの映像)
- ◆「上映」の定義規定 (2 条 1 項 18 号) が手がかり
- ◆映画の効果＝「映像が動きをもって見えるという効果」
- ◆反対説もあり (相山 [判批] 法セミ 30 卷 9 号)。しかし「ディグダグ」事件 (東京地判昭 60.3.8 判タ 561 号 169 頁)、「パックマン (Chomp)」事件 (東京地判平 6.1.31 判時 1496 号 111 頁) が追随
- ◆15 条により、原告会社が著作者

2. 著作者人格権の帰属

- ◆16 条は「常識的な映画」(いわゆる原作や映画音楽の著作者を含め、多数の芸術家や技術者の協力によって作り上げられる映画)を想定
- ◆クラシカル・オーサー (例～脚本家・映画音楽の作曲家) の除外。二次的著作物の枠組 (27 条, 28 条), および 26 条 2 項による保護

- ◆監督等創作者（共同著作者）か、映画製作者（単独著作者）か～ベルヌ条約 14 条の 2 第 2 項は各国法に委ね、日本の著作権法 16 条は前者
- ◆著作者には著作者人格権が帰属。しかし行使が認められた裁判例はなし
- ◆公表権（18 条）～2 項 3 号に同意推定規定
- ◆氏名表示権（19 条）
- ◆同一性保持権（20 条）～2 項 4 号「やむを得ない」改変
- ◆裁判例
- ◆「九州雑記」事件（旧法）（東京地判昭 52.2.28 無体例集 9 巻 1 号 145 頁）～公表権・氏名表示権・同一性保持権
- ◆「スウィートホーム」事件（東京地判平 7.7.31 判時 1543 号 161 頁）～同一性保持権。トリミングへの反対

3. 職務著作の適用

- ◆15 条 1 項。記録映画、テレビニュース、ビデオゲーム、テレビ CM
- ◆「業務に従事する者が職務上」の要件の拡大適用
- ◆「使用関係＝指揮監督関係」説～半田『著作権法概説』（一粒社）8 版 67 頁／紋谷「職務上の創作について」コピーライト 379 号
- ◆反対、斎藤「職務著作」『裁判実務大系 27』（青林書院）所収
- ◆適用は否定されたが、「指揮監督関係」が基準となりうることも読める裁判例。オーストラリア観光写真事件（東京地判平 5.1.25 判時 1508 号 147 頁）（フリー写真家）、システムサイエンス事件（東京地判平 7.10.30 判時 1560 号 24 頁）（法人対法人）
- ◆拡大適用は望ましくないと解する。自然人が一方当事者となる雇用関係に限定。法人対法人の関係には適用されない
- ◆力関係や立証困難から、他の要件は骨抜きになりやすい。ここ以外に実効的な歯止めがない

4. 著作権の帰属

- ◆29 条 2 項・3 項～適用範囲は狭い。存在意義に疑問も
- ◆1 項～著作権は映画製作者に原始的に帰属。権利集中、投資の円滑な回収のため
- ◆二次的利用問題
- ◆前出「スウィートホーム」事件
- ◆二次的利用も脚本家契約の対象
- ◆監督契約（参加約束）には追加報酬合意は伴わない
- ◆映連と監督協会の団体協定もアウトサイダーには効果なく、慣習とまでいえない
- ◆（参加約束の解除による監督への著作権の復帰～判断されず）
- ◆法定帰属による権利集中～参加約束の際予見されていない利用方法による収益も製作者のもの
- ◆著作者にとっては不意打ちだが、解釈上いかんともしがたい
- ◆立法論～参加約束への法の介入。製作者に帰属する利用権の範囲を、参加約束の際、文書で明確に予見されたものにとどめる（フランス法の視聴覚製作契約参照）。著作

者に（「スイートホーム」事件でも要求された）収支報告請求権を付与する（フランス法の視聴覚製作契約参照）

- ◆29条1項が適用される「映画」の範囲
- ◆三沢市市勢映画事件（最判平8.10.14判例集未登載，コピライト434号。控訴審，東京高判平5.9.9判時1477号27頁）
- ◆第一審～完成映画の編集残りフィルムに同条項を適用
- ◆控訴審・上告審～未完成映画の未編集フィルム（映像著作物）には同条項を適用せず
- ◆評釈等
- ◆岡〔判批〕『続・著作権の法廷』（ぎょうせい）～判旨賛成。判決の論理構成ではなく、「狭義の映画」と「広義の映画」を区別する定義規定がないことが問題。映像著作物というのは「広義の映画」の代わり
- ◆吉田「映画の著作物概念に関する一考察」紋谷遼暦所収～従来の2条3項の解釈との関係が示されていない点は問題だが，基本的に判旨賛成。立法論として，29条1項の適用のない「映像著作物」概念の提案
- ◆久々湊〔判批〕判例評論425号／長塚〔判批〕著作権研究21号～判旨の結論に賛成。未編集フィルムは2条3項を経て「映画の著作物」といえるが，29条1項の適用はない。同条項は商品として流通しうる完成した映画にのみ適用される
- ◆田村『著作権概説』324頁～判旨反対，第一審判旨に賛成。長塚のように解すると，監督による編集残りフィルムの競合利用の危険
- ◆映像作品の多様化（映像製作技術の発達により個人規模の映像作品製作も可能）には，映画概念の拡大解釈（1.参照）で対応できると考えるが，「広義の映画」の定義規定を作るほうがより明確か
- ◆現行法下でも，「映画」のうち映画製作者との間に参加約束がないものは，原則通りの扱いを受ける。立法論として，参加約束の文書化の強制，内容への法の介入（フランス法の視聴覚製作契約参照）
- ◆参加約束がある場合でも，未編集フィルム・編集残りフィルムについては，29条1項の適用はないと解する。ただし，著作者によるそれらの利用が，製作者が参加約束の対象となった映画を利用して投資を回収することを妨げる場合には，この限りではないと解する

参考～その他の映画著作権裁判例，インターネットホームページ

- ◆山口組五代目襲名ビデオ事件（大阪地判平5.3.23判時1464号139頁）
- ◆「ブラジルは招く」事件（旧法）（東京地判昭37.7.25判タ134号78頁）
- ◆「飛騨の祭と匠」事件（東京地判昭62.9.25判タ134号78頁）
- ◆監督協会 <http://www.broadnet.or.jp/kantoku/kantoku.html>
- ◆文部省 映像分野の著作権等に係る諸問題に関する懇談会議事要旨
<http://www.monbu.go.jp/singi/chosa>